

議案第44号

天理市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

天理市歯と口腔の健康づくり推進条例を次のように制定しようとする。

平成27年6月12日提出

天理市長 並 河 健

天理市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、歯と口腔の健康が心身の健康の保持及び増進並びに生活の質の向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市、市民、保健医療関係者、教育関係者、社会福祉関係者等の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康水準の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 市民一人ひとりが歯と口腔の健康づくりの重要性を理解すること。
- (2) 市民が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう促進すること。
- (3) 子どもの健やかな成長を促し、生活習慣病の予防、介護予防等の生涯にわたる健康の保持及び増進のため、歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (4) 保健、医療、福祉、教育、食育その他関連施策との連携を図るため、それぞれの関係者が協力して総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。

(保健医療関係者、教育関係者及び社会福祉関係者の役割)

第4条 保健医療関係者、教育関係者及び社会福祉関係者は、第2条に規定する基本理念にのっとり、市が実施する市民の歯と口腔の健康づくりの推進及びそれぞれの関係者が行う歯と口腔の健康づくりの推進に関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自主的な歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、日常生活における適切な口腔清掃等により歯科疾患を予防し、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けるよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第6条 事業者及び保険者は、その雇用する労働者及び被保険者の歯科検診及び歯科保健指導を受けること並びにその他の歯と口腔の健康づくりの推進に関する取組を支援するよう努めるものとする。

(基本となる施策の実施及び推進)

第7条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するための基本となる施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 定期的に歯科検診等を受けることの勧奨に関すること。
- (2) 妊娠中の歯と口腔の健康づくり及び歯周疾患予防の対策を推進すること。
- (3) 乳幼児期から学齢期までの子育て期における親と子に対する歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (4) 成人の歯と口腔の健康づくり及び歯周疾患予防の対策を推進すること。
- (5) 8020運動(80歳で自分の歯を20本以上保つことを目標とする歯の健康づくりのための運動をいう。)の理念に基づき、高齢者の口腔機能の維持及び向上のための対策を推進すること。
- (6) 障害者、介護を必要とする者その他の歯科検診及び歯科保健指導を受けることが困難な者について、その特性に応じた歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施すること。
- (7) 災害時における歯科医療体制の整備の推進に関する施策を実施するこ

と。

(8) その他歯と口腔の健康づくりを推進するために必要なこと。

(財政上の措置)

第8条 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。